

機関番号：10101  
 研究種目：基盤研究(A)  
 研究期間：2007～2010  
 課題番号：19203002  
 研究課題名(和文) 「先住民族の権利に関する国連宣言」の国内的実現に係る総合的・実証的研究  
 研究課題名(英文) Study on Domestic Implementation of “UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples” in Japan.  
 研究代表者  
 常本 照樹 (TSUNEMOTO TERUKI)  
 北海道大学・大学院法学研究科・教授  
 研究者番号：10163859

研究成果の概要(和文)：「先住民族の権利に関する国連宣言」は、世界の先住民族にとって共通に必要な権利を謳うとともに、個々の先住民族及び関係する国家の実情に応じた権利実現を認めている。2008年に国会及び政府はアイヌ民族を先住民族と認めたが、日本及びアイヌ民族の実情に応じた権利実現のあり方としては、憲法13条の「個人の尊重」を基本とし、個人としてのアイヌがアイヌとしてのアイデンティティの保持を積極的に選択できる社会の実現を目標とすべきである。

研究成果の概要(英文)：“UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples” enumerates individual and group rights necessary for the indigenous peoples in general. It also recognizes each and every indigenous peoples and countries to seek to realize the Declaration’s rights according to their concrete conditions. Japanese parliament and government finally recognized the Ainu people to be the indigenous people of northern Japan in 2008. Based on intensive and interdisciplinary research, we assert that Japan’s new Ainu policy should be based on the Article 13 of the Japanese Constitution stipulating respect for individuality and its purpose should be the materialization of a society where an ethnic Ainu can freely live with Ainu’s identity.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	7,600,000	2,280,000	9,880,000
2008年度	7,600,000	2,280,000	9,880,000
2009年度	9,300,000	2,790,000	12,090,000
2010年度	5,400,000	1,620,000	7,020,000
年度			
総計	29,900,000	8,970,000	38,870,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：先住民族 国際連合 国連宣言 アイヌ民族 アイヌ政策

#### 1. 研究開始当初の背景

研究を開始した初年度(2007年)9月に「先住民族の権利に関する国連宣言」が国連総会において採択され、その実現が現実的課題となった。さらに翌2008年6月には、衆参両院が「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を全会一致で採択し、さらにこれを受けて内閣官房長官が、アイヌ民族が先住

民族であるとの認識の下に総合的なアイヌ政策を実現するとの声明を発表し、そのために必要な検討を行うために「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。加えて研究代表者(常本)が同懇談会委員に任命されたため、本研究は、同懇談会における審議と並行して、我が国において国連宣言を参照しつつ策定される先住民族政策の具体

的検討と関連させつつ遂行することとした。

## 2. 研究の目的

本研究は、自らを先住民と認識する人々の福利の実現にとって、先住民のコンセプトがいかに有効性をもちうるか、そして、先住民としてのアイデンティティを維持しつつ主流社会との互惠的関係をいかに構築しうるかという問題関心に立ちつつ、「先住民の権利に関する国連宣言」の日本における実現可能性を具体的な手がかりとして、公法学を中心としつつ、基礎法学及び政治学、並びに文化人類学などの関連諸科学の関与、さらにアイヌ民族の主体的参加を得て、「先住民」のコンセプトを再検討するとともに、具体の民族のあり方を踏まえて、当該民族にとって最適な権利及び政策とそれを支える法的・政治的理論を総合した新しい先住民法学の構築を念頭に置きつつ、直接には日本及びアイヌ民族にとって最適な国連宣言の受容のあり方を探ることを目的とする。

## 3. 研究の方法

これまでの先住民研究は、従来の人類学等の研究において明らかなように、民族を研究対象としてのみとらえ、民族自身を調査・研究の主体としてとらえる姿勢が十分ではなかったといわなければならない。しかし、これは個人の尊厳と民族の誇りを害し、また研究としても片面的なものとなる恐れが強い。したがって、本研究を遂行するにあたっては、アイヌ民族を中心とする先住民の主体的参加を求め、それらとの協議によって問題意識を共有するとともに、研究対象、手法についても先住民の視点からの検討を踏まえることにする。このように、研究のすべてのステージで国内外の先住民の関与を求め、さらに、そのプロセスを通じてアイヌ民族自身による主体的研究の実現も図ることとする。当然のことながら、これは本研究の学術的純一性を損なうことをいささかも意味しない。

上記の点に留意しつつ、研究の遂行にあたっては、第1に、アイヌ民族は、先住性、被支配性、歴史的連続性、自己認識という先住民の国際的標識を満たしていながら、主として文化的独自性と社会的・経済的平等性を強調し、民族自決権等の主張よりも主流社会との共生を重視するという点でユニークな存在と見うるものであり、先住民概念を再検討する重要な契機を提供しているといえることができる。本研究は、この点に着目し、研究の遂行にあたってアイヌ民族の存在と主張を基盤とする。

第2に、研究の遂行を具体の民族のあり方と正確にリンクさせるために文化人類学者を研究分担者に加え、さらに、日頃から最も

密接にアイヌ民族・アイヌ文化と関わっている博物館学芸員の協力も得ることによって、従来の先住民研究に見られた理念先行の研究に陥ることを避けるとともに、学術的客観性を確保する。

## 4. 研究成果

約3億7,000万人といわれる世界の先住民の生活の在り方、あるいはそれを取り巻く環境はさまざまに異なっている。中南米で生活している人々、あるいはアフリカにいる人々、アジアにいる人々、北米にいる人々の生活の在り方は均一ではないし、またその置かれている状況も大きく異なっている。国連宣言は、そういった多様な在り方を、いわば包括するような権利のカタログと呼ぶことができるように思われる。

国連宣言が全46条にわたる条文の中で規定している権利を見ると、民族自決権や土地・資源に対する権利から始まって、国籍あるいは民族籍に対する権利、あるいは集団虐殺されない権利、子どもの強制的引き離しの禁止、強制移住の禁止、さらに、医療に対する権利や、補償請求権、廃棄物処分の禁止、開発計画に関する協議権、越境権、その他さまざまな権利が含まれている。これらの中には、アイヌ民族にも関係が深い権利も多数あるが、他方で、現状では必ずしも関連性が強くないと思われる規定もないわけではない。このことは、さまざまな民族の在り方の違いを反映しているとも言えるであろう。

国際法学における通説に従えば、国連宣言が主権国家を直ちに法的に拘束したり、国内における裁判の規準になることは当分ないというべきであろう。しかしながら、今次の研究によって明らかになったことは、もし宣言（の一部）が慣習国際法になると考える余地があるならば、その部分については国際法の国内適用という考え方により、国内でも法的拘束力を持つという可能性があるということであり、実際にその旨の判決をした国内裁判所もあるということである。さらに、それより大きな実際の意義は、政府が先住民との関係に関する基準を定立する、要するに立法する際に、これが参照されるという点にあると言えるだろう。これは、世界各国に共通して、国内で先住民に関する法律を作る際、あるいは行政措置を行う際の参照すべき規範という位置付けになることが、実際には一番多いのではないかと思われる。それともう1つ忘れてはならない国連宣言の効果は、先住民問題に対する社会の関心と呼び起こす契機になるということである。

実際に、国連宣言の採択が一つの大きな契機となって日本政府がアイヌ民族を先住民と承認することに踏み切ったといえることができるし、内閣官房長官の談話にあるよう

に、総合的なアイヌ政策の検討に当たって国連宣言の關係条文を参照することが謳われたのである。

新しいアイヌ政策の総合的検討のために内閣官房長官によって設置された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書は、2009年7月末に内閣官房長官に提出されたが、その中では、「国連宣言は、先住民族と国家にとって貴重な成果であり、法的拘束力はないものの、先住民族に係る政策のあり方の一般的な国際指針としての意義は大きく、十分に尊重されなければならない。」とする一方、「我が国としても、同宣言の関連条項を参照しつつ、現代を生きるアイヌの人々の意見に真摯に耳を傾けながら、我が国及びアイヌの人々の実情に応じて、アイヌ政策の確立に取り組んでいくべきである。」として、その基本姿勢を定め、そして、新しいアイヌ政策の基盤は、(1) 憲法13条が保障する「個人の尊重」原理に求められるべきであること、(2) アイヌの血統を有する個人が、アイヌとしてのアイデンティティを選択するときに、それを可能とする環境を整備することが「個人の尊重」にほかならないのであり、その環境整備とは、個人のアイデンティティの形成にとって不可欠な(広義の)文化の維持発展を意味すること、(3) そして国の政策によって固有の文化に深刻な打撃を受けた先住民族に対しては、国はその文化復興に対して特別に強い責任を負うと考えるべきこと、の3点に求められるべきであり、そうすることこそが国と民族の実情に応じた国連宣言の国内的実現の方途であることを明らかにした。

これは本研究の成果に基づく研究代表者(常本)の意見を基本的に反映したものであり、その意義は学術的にも評価されており(佐藤幸治『日本国憲法論』成文堂)、本研究の最大の学術的・社会的貢献とすることができる。

懇談会報告書を受けて、内閣官房長官は2009年12月に「アイヌ政策推進会議」を設置して報告書の提言の具体化に関する検討を行うこととし、研究代表者は再び委員として関与することになった。同会議においても、国連宣言の趣旨を参照しながら政策の具体化を考えることとされており、本研究の成果があらためて重要な意味を持つことになった。上記の本研究の成果の方向性によれば、我が国においては、歴史的な同化の経緯を踏まえ、アイヌ民族としてのアイデンティティの強化と生活様式を含む広義の文化の振興を第一段階として推進すべきであり、これによる基盤整備を経て、第二段階としての国連宣言に含まれる先住民族の諸権利の具体的実現を検討すべきであると判断される。

なお、「先住民族の権利に関する国連宣言」に関するその後の大きな動きとして、2009年から2010年にかけて、採択時に反対したカナダ、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアが次々と宣言への賛成を表明したことが挙げられる。その背景には政権交代もあるが、国内法との関係について精査した結果、整合が可能との結論に至ったという事情もある。これによって宣言の権威が一層高まったといえるが、同時に、宣言が国内法と整合しうる限りにおいて実現されることが再確認されたと言うことでもある。

我が国においても、アイヌ政策推進会議のもとで今後も国内法と調和的に先住民族政策を展開していくことになるが、その中で研究代表者は、本研究の成果を踏まえ、国内法の枠の中で国連宣言の内実の最大限の適切な実現を図ることとしている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計58件)

1. 常本照樹「アイヌ政策のこれから」開発こうほう568号、P.13-17、2010、査読無
2. 常本照樹「先住民族アイヌと多文化共生」学校運営593号、P.14-17、2010、査読無
3. 常本照樹「先住民族の権利に関する国連宣言」の採択とその意義」北海道大学アイヌ・先住民研究センター【編】『アイヌ研究の現在と未来』(北海道大学出版会)、P.193-210、2010、査読無
4. 常本照樹「アイヌ文化振興法の意義とアイヌ民族政策の課題」北海道大学アイヌ・先住民研究センター【編】『アイヌ研究の現在と未来』(北海道大学出版会)、P.211-222、2010、査読無
5. 佐々木雅寿「先住民族の権利に対するアプローチの仕方——カナダ憲法を参考に——」北海道大学アイヌ・先住民研究センター【編】『アイヌ研究の現在と未来』(北海道大学出版会)、P.142-180、2010、査読無
6. 桑山敬己「第三章 アイヌ研究におけるネイティブの葛藤——知里真志保の場合」北海道大学大学院文学研究科北方研究教育センター【編】『知里真志保——人と学問』(北海道大学出版会)、P.43-83、2010、査読無
7. HASEGAWA, Ko, “The Idea of Enlightened Localism and the Polymorphic Integration of Ainu,” *Comparative Sociology*, Vol.9, pp.663-685, 2010 査読無
8. 辻康夫「先住民をめぐる政治の重層性について」北海道大学アイヌ・先住民研究

- センター【編】『アイヌ研究の現在と未来』(北海道大学出版会)、P.188-192、2010、査読無
9. 会澤恒「外国法・国際法の参照とこれをめぐる論争」比較法研究 71 号、P.119-125、2010、査読無
  10. YAMASAKI, Koji, "Sustainability and indigenous people: A case study of the Ainu people," OSAKI, M., BRAIMOH, A. & NAKAGAMI, K. (eds.), *Designing Our Future: Local Perspectives on bioproduction, ecosystem and humanity. (IR3S book series vol. 4)*, United Nations University Press, pp.360-374, 2010 査読有
  11. 山崎幸治「アイヌ文化——伝統と現代——」アイヌ文化振興・研究推進機構【編】『アイヌ——美を求める心』(アイヌ文化振興・研究推進機構)、P.148-154、2010、査読無
  12. TSUNEMOTO, Teruki, "The Ainu as an Indigenous People: The Significance of the Diet Resolution and Protection of their Culture," 劉静怡ほか【編】『傳統智慧與公共領域——原住民族傳統智慧創作保護論文集』(數位展藏與學習推廣計畫)、P.1-20、2009、査読無
  13. KUWAYAMA, Takami, "Japan's Emic Conceptions," SUGIMOTO, Yoshio (ed.), *The Cambridge Companion to Modern Japanese Culture*, Cambridge Univ. Pr., pp.38-55, 2009 査読無
  14. 桑山敬己「文化の概念」日本文化人類学会【編】『文化人類学事典』(丸善出版)、P.770-775、2009、査読無
  15. HASEGAWA, Ko, "Between Rights and 'Kenri'," Cashin-Retaine, E. et al. (eds.), *Legal Engineering and Comparative Law Vol. 2*, Schulthess, pp.87-103, 2009 査読無
  16. 辻康夫「チャールズ・テイラーのなにを論じるべきか」公共研究 5 卷 4 号、P.82-95、2009、査読無
  17. 常本照樹「先住民族の文化と知的財産に関する一考察」田村善之【編著】『21 世紀 COE 知的財産研究叢書 4 新世代知的財産法政策学の創成』(有斐閣)、P.365-390、2008、査読無
  18. KUWAYAMA, Takami, "Transcending the Boundaries: The Case of the Anthropology of Japan," Hosei University Center for International Japanese Studies (ed.), *Japanese studies: seen from Europe, seen from Japan*, pp.17-25, 2008 査読無
  19. KUWAYAMA, Takami, "Japanese Anthropology and Folklore Studies," ÖLSCHLEGER, H.D. (ed.), *Theories and Methods in Japanese Studies: Current State and Future Development*, V&R unipress, Bonn University Press, pp.25-41, 2008 査読無
  20. 本多俊和、謝黎「博物館における先住民族表象：外国の博物館展示事例から」放送大学研究年報 25 号、P.95-107、2008、査読有
  21. 佐々木雅寿「多文化主義と憲法」杉田敦【編】『岩波講座憲法<3>ネーションと市民』(岩波書店)、P.166-189、2007、査読無
  22. 佐々木雅寿「カナダ憲法における多文化主義条項」法学雑誌 53 卷 4 号、P.969-1009、2007、査読無
  23. KUWAYAMA, Takami, "Looking Beyond Culture," *The Journal of Education for International Understanding*, Vol.3, pp.26-40, 2007 査読有
  24. 辻康夫「文化的多様性と社会統合——カナダの先住民とフランス系住民をめぐって」日本政治学会【編】『年報政治学 2007-II 排除と包摂の政治学：越境、アイデンティティ、そして希望』(木鐸社)、P.49-65、2007、査読無
  25. 会澤恒「憲法裁判におけるトランスナショナルなソースの参照をめぐって——現代アメリカ法思考の開放性と閉鎖性」北大法学論集 58 卷 4 号、P.490-453、2007、査読有
  26. 山下竜一「循環型社会の形成とまちづくり」芝池義一・見上崇洋・曾和俊文【編著】『まちづくり・環境行政の法的課題』(日本評論社)、P.290-304、2007、査読無
- [学会発表] (計 33 件)
1. 常本照樹「アイヌ政策と多文化共生」日本学術会議シンポジウム「今、アイヌであること——共に生きるための政策をめざして」、2011 年 3 月 6 日、法政大学
  2. 桑山敬己〔組織者・代表者〕「人類学とアイヌ研究——日常としてのフィールドワーク」日本文化人類学会主催公開シンポジウム「人類学とアイヌ研究——日常としてのフィールドワーク」、2010 年 11 月 13 日、北海道大学
  3. 常本照樹「日本国憲法の「個人の尊重」と民族の福利——憲法政策論的考察」全球下的亜州——国際学術研究会、2010 年 10 月 29 日、淡江大学(台湾)
  4. 辻康夫〔コメンテーター〕「多文化主義の新展開」2010 年度日本政治学会研究大会、2010 年 10 月 10 日、中京大学
  5. TSUJI, Yasuo, "Ainu and Ainu Studies in Japan," Lecture of Ainu and Ainu Studies in Japan, 2010.9.15, University of Saskatchewan, Department of Native Studies, Canada

6. KUWAYAMA, Takami, "The Ethnographic Triad and Natives: The Case of Ainu in Collaborative Research," Seeking Bridges between Anthropology and Indigenous/Native Studies, 2010.6.15, Oxford, UK
7. 山崎幸治「アイヌ民族との協同による博物館展示」日本文化人類学会第44回研究大会、2010年6月12日、立教大学新座キャンパス
8. 会澤恒「基本的権利と外国法・国際法の参照をめぐる論争」比較法学会第72回総会、2009年6月6日、神奈川大学横浜キャンパス
9. 常本照樹「Ainu as an Indigenous People: Significance of the Diet Resolution and Protection of their Culture」 「原住民族傳統智慧創作保護」學術研討會、2008年11月29日、中央研究院（台北）
10. 常本照樹「愛努先住民族的認定與新政策的課題」 「全球化下的日本與東亞」2008國際會議、2008年11月1日、淡江大學日本研究所（台北）
11. 辻康夫「寛容思想の歴史的な前提」日本政治学会2008年度研究大会、2008年10月12日、関西学院大学
12. 常本照樹「日本における国内人権機関の意義とアイヌ民族の権利保障」 国家人権委員会研討会（台湾国際法学会・中華民國外交部）、2007年10月27日、外交部外交人員講習所（台北）
13. スチュアート・ヘンリ（本多俊和）「マイノリティ言語：内外の比較」日本言語政策学会第9回大会「21世紀の新たな言語政策——多様化する言語問題にどう向き合うか」、2007年6月17日、麗澤大学
14. スチュアート・ヘンリ（本多俊和）「一筋縄ではいかない「エスキモー」「イヌイト」を事例に＜正しい＞民族名称・呼称を考える」日本文化人類学会第41回研究大会、2007年6月2日、名古屋大学

〔図書〕（計4件）

1. 桑山敬己『ネイティブの人類学と民俗学：知の世界システムと日本』弘文堂、P.1-344、2008

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.hkk.or.jp/kouhou/>

<http://opac.uj.ac.jp/search/report.html>

[http://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/infolib/meta\\_pub/CsvDefault.exe?DEF\\_XSL=default&GRP\\_ID=G0000002&DB\\_ID=G0000002KIYOU&IS\\_TYPE=csv&IS\\_STYLE=default](http://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/infolib/meta_pub/CsvDefault.exe?DEF_XSL=default&GRP_ID=G0000002&DB_ID=G0000002KIYOU&IS_TYPE=csv&IS_STYLE=default)

<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/211>

5/6082

6. 研究組織

(1)研究代表者

常本 照樹 (TSUNEMOTO TERUKI)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：10163859

(2)研究分担者

佐々木 雅寿 (SASAKI MASATOSHI)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：90215731

山下 龍一 (YAMASHITA RYUICHI)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：60239994

桑山 敬己 (KUWAYAMA TAKAMI)  
北海道大学・大学院文学研究科・教授  
研究者番号：50288057

長谷川 晃 (HASEGAWA KO)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：90164813

辻 康夫 (TSUJI YASUO)  
北海道大学・大学院公共政策学連携研究部・教授  
研究者番号：20197685

会澤 恒 (AIZAWA HISASHI)  
北海道大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：70322782

山崎 幸治 (YAMASAKI KOJI)  
北海道大学・アイヌ・先住民研究センター・准教授  
研究者番号：10451395

本多 俊和 (HONDA SHUNWA)  
放送大学・教養学部・教授  
研究者番号：50187788

(H20→H22：連携研究者)